

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」及び 「独立行政法人整理合理化計画」の措置状況について 【国立循環器病研究センター】

○独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（H22.12.7閣議決定）関係

（様式1）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」（各法人横断的に取り組むべき事項を記載）の取組状況を記載したもの。

（様式2）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「各独立行政法人について講ずべき措置」（個別法人ごとに取り組むべき事項を記載）についての取組状況を記載したもの。

○独立行政法人整理合理化計画（H19.12.24閣議決定）関係

（様式3）独立行政法人整理合理化計画の「各独立行政法人について講ずべき措置」のうち、平成21年12月に同閣議決定が凍結された際に引き続き取り組むこととされた①随意契約の見直し、②保有資産の見直し、③その他各省が進めると判断した事項の取組状況を記載したもの。

※1 様式2の「措置状況」の記号については、それぞれ、1a：実施期限までに実施済み、1b：実施期限よりも遅れたが実施済み、2a：実施中、2b：実施期限よりも遅れており未だ実施中、3：その他（実施時期が未到来）を示している。また、様式3の「措置状況」の番号は、1：実施済み、2：実施中、3：その他（実施時期が未到来等）を示している。いずれも10月21日現在の所管省庁の提出資料による。

※2 様式2で灰色になっているものは、平成24年のフォローアップまでに「措置済み（1a又は1b）」とされていた事項。

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	厚生労働省
法人名	独立行政法人国立循環器病研究センター

(平成25年7月1日現在)

(注)「独立行政法人改革に関する中間とりまとめ」(平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会)等を踏まえ、御意見等がある場合は「具体的な見直し状況等」の欄に赤字で記載して下さい。

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	該当なし。
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	該当なし。
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	該当なし。
2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	○平成24年度の一般管理費(退職給付費用を除く)は、610,966千円となっており、国時代(平成21年度)の770,411千円と比べれば、159,445千円(20.7%)削減している。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	該当なし。
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。 このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	該当なし。
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	該当なし。
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舍等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	該当なし。

3. 取引関係の見直し

① 随意契約の見直し等

○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

○「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、平成23年3月28日に外部有識者及び監事で構成される契約監視委員会を設置した。契約監視委員会において、随意契約及び一者応札・一者応募となった契約について個々に点検・見直しを実施しており、随意契約については、契約の相手方が特定されるものなど、真に随意契約によらざるを得ないものを除き、一般競争へ移行することとしている。(平成24年度中に3回開催し、審議の概要については、法人のHPで公表している)。

・平成24年6月18日に第5回契約監視委員会を開催し、次の3点について審議及び点検を行った。

①競争性のない随意契約:平成23年度58件及び平成24年度11件 (審議結果)特になし。

②一者応札・一者応募となった契約:平成23年度25件及び平成24年度2件

(審議結果)入札辞退の理由を具体的に把握し、競争性の確保に役立てること。

③落札率100%となった契約:平成23年度11件及び平成24年度0件 (審議結果)特になし。

・平成24年10月15日に第6回契約監視委員会を開催し、次の3点について審議及び点検を行った。

①競争性のない随意契約:平成24年度23件

(審議結果)今後新たに医療機器等を購入する場合、保守料についての検討をした上で契約することが望ましい。

②一者応札・一者応募となった契約:平成24年度4件

(審議結果)公告期間、納期については案件に応じ、応札者に十分配慮した長めの期間を設定するように努めること。

③落札率100%となった契約:該当案件なし。

・平成25年1月21日に第7回契約監視委員会を開催し、次の4点について審議及び点検を行った。

①競争性のない随意契約:平成24年度31件

(審議結果)新しい医療機器の開発を行う等の契約については、前例がないので、契約相手方には、できるだけ見積価格の積算根拠となる資料について、開示してもらうように努力する。

②一者応札・一者応募となった契約:平成24年度7件 (審議結果)特になし。

③落札率100%となった契約:平成24年度2件 (審議結果)特になし。

④一者応札・応募事案フォローアップ票について

(審議結果)今年度終了後すぐの4月の早い時期に提出してもらい、点検する。

・平成25年6月10日に第8回契約監視委員会を開催し、次の4点について審議及び点検を行った。

①競争性のない随意契約:平成24年度20件、平成25年度9件

(審議結果)予定価格の決定の際、価格が適正になるように、参考見積等についてチェックを行い、エビデンスを残すようにしている。今後も更に、進めていきたい。

②一者応札・一者応募となった契約:平成24年度14件、平成25年度1件 (審議結果)特になし。

③落札率100%となった契約:平成24年度34件、平成25年度0件 (審議結果)特になし。

④一者応札・応募事案フォローアップ票について:4件 (審議結果)特になし。

○契約審査委員会による審議実施

契約に関する重要事項については外部有識者を含む契約審査委員会においてあらかじめ審議を実施した。(22年度開催実績3回、23年度開催実績11回、24年度開催実績15回(通常10回緊急5回))

【審査内容】

・契約審査(予定価格1000万円以上、公募型企画競争)

・契約審査(予定価格1000万円未満の契約の内、少額随契約以外の随意契約、前回一社応札の契約、前回落札率100%

の契約)※平成23年11月10日以降
 ・競争参加資格の拡大 ・四半期毎の取引先別取引額 ・契約事務取扱細則、契約審査実施要領等の見直し
 ・契約審査案件の結果報告
 【総長への答申内容】
 ・システム導入支援業務について、競争参加資格を緩和すること。
 ・賃貸借契約について、費用を他の契約方法と比較した資料を提出すること。
 ・一社応札が予想される案件について、今後同じ契約又は類似の契約を実施する場合は、早目に計画を立てて入札を執行し、入札参加者が十分な準備期間を確保出来るよう留意して、一者応札を避けること
 ・研究機器の保守契約について、使用実績、使用見込、保守・修理実績に基づき、契約の妥当性を検討すること。
 ・市民公開講座運営業務委託契約(公募型企画競争)について、効率的・効果的な広報活動の提案に関して仕様書を見直すこと。
 ・契約監視委員会に合わせ、少額随契以外の随意契約、前回一社応札の契約、前回落札率100%の契約についても審査対象とすること。
 【一者応札・一者応募の改善方策例】
 ・入札公告(HP掲載等)の期間は、土日・祝日を除き、10日以上確保する ・官公庁等の業務実績を設定するなどの必要性が低い入札参加要件を設定しない ・業務内容を具体的に分かりやすく記載する ・発注コスト、地域性等の諸条件を考慮し、適切な発注単位とする ・契約締結から履行開始までの期間や契約期間は十分な期間を設ける。
 【契約実績】
 ・平成22年度実績
 (金額ベース(単位:円))一般競争等11,306,115,114円(87.2%)、競争性のない随意契1,662,979,199円(12.8%)
 (件数ベース(単位:件))一般競争等 345件(78.9%)、競争性のない随意契約 92件(21.1%)
 ・平成23年度実績
 (金額ベース(単位:円))一般競争等12,623,508,095円(74.0%)、競争性のない随意契 4,430,199,569円(26.0%)
 (件数ベース(単位:件))一般競争等 365件(77.8%)、競争性のない随意契約 104件(22.1%)
 ・平成24年度実績
 (金額ベース(単位:円))一般競争等5,545,732,106円(77.1%)、競争性のない随意契 1,642,948,613円(22.9%)
 (件数ベース(単位:件))一般競争等 243件(71.9%)、競争性のない随意契約 95件(28.1%)

○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。

○法人において締結された契約についての改善状況を契約監視委員会においてフォローアップし、その結果を総務省に報告するとともに、法人のHPIに公表した。

② 契約に係る情報の公開

○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。

○基本方針に基づき発出された「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日内閣官房行政改革推進室長事務連絡)を踏まえ、入札広告等を通じて入札参加業者へ周知を行う等、適切な取組を行っている(平成25年7月1日現在において、該当案件なし)。

○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。
 ○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。

③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等

○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。

該当なし。

④ 調達の見直し	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>○ 契約事務の合理化、効率化及びスケールメリットによる価格低減を図ることを目的として、これまでも医薬品等について6NC全体で共同入札を実施してきた。さらに、24年6月には国立病院機構、労働者健康福祉機構を加えた8法人で医薬品の共同入札を実施した。</p> <p>○ 診療材料の調達において、材料費の削減によるコスト削減を図るため、調達、価格交渉業務の民間委託を導入し、調達部門における、事務部門の人員を削減を実施した。</p> <p>【契約実績】 診療材料等物品調達及び管理業務契約 平成24年8月1日～平成29年7月31日 183,750,000円</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>○ 仕様書の策定等にあたっては、複数の職員で構成される仕様書策定委員会や機種選定委員会などの各種委員会において決定している。</p> <p>○ 研究機器だけに限らず、使用目的、頻度を踏まえ、調達におけるリース契約、購入契約等を比較し、採用している。</p> <p>○ 調達にあたっては、近隣施設等への価格照会を実施し、適正価格の把握に努めている。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>○ 今後、公共サービス改革法対象事業の選定作業を踏まえ、必要に応じ検討や取組を行う。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>○ 公共サービス改革プログラムによる調達・契約手法の多様化に対応すべく、民間の創意工夫を引き出すための競争的交渉方式である公募型企画競争契約を積極的に導入した。</p> <p>【契約実績】 平成23年度 6件 191,144,985円 平成24年度 6件 1,598,447,078円</p>
4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	<p>○ 人事院勧告に係る国家公務員の給与改定に準じて、役員及び職員の給与改定を実施している。また、国家公務員の給与減額支給措置に準じて、役員の給与改定を実施している。</p> <p>平成24年度には「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、平成25年1月に役員、平成25年2月に職員の退職規程を改定した。</p>

<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。</p> <p>ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>○ 事務・技能職、研究職、医師、看護師の給与水準は国家公務員と比べて高くなっており、引き続き、国の給与水準を踏まえた対応を行っていく。</p> <p>(参考) 事務・技能職の平成24年度の対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案「103.7」)</p> <p>(参考) 研究職の平成24年度の対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案「105.2」)</p> <p>(参考) 医師の平成24年度の対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案「121.5」)</p> <p>(参考) 看護師の平成24年度の対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案「109.2」)</p> <p>・事務・技能職の平成25年度における対国家公務員指数は、現状で推移した場合、給与特例に対応した削減が、前年度と違い、通年行われるため、前年度を下回ることが見込まれるが、当法人の事業運営、民間医療機関の給与及び国家公務員の給与等を総合的に考慮した上で、効率化できる部分については引き続き削減を進めるとともに、適切な水準の確保について検証する。引き続き、人事院勧告、民間企業の従業員の給与及び業務の実績などを考慮し、適切に対応していき、平成25年度(平成26年度公表)までに対国家公務員指数が地域・学歴勘案で概ね103以下となるよう努力していく。</p> <p>・研究職の平成25年度における対国家公務員指数は、現状で推移した場合、給与特例に対応した削減が、前年度と違い、通年行われるため、前年度を下回ることが見込まれるが、国家公務員の研究職員の給与、民間機関の研究職員の給与、当法人の研究職員確保の状況や確保できない場合に法人の事業運営に与える影響等を総合的に考慮した上で、効率化できる部分については引き続き削減を進めていくとともに、適切な給与水準の確保について検討を行い、平成25年度(平成26年度公表)までに対国家公務員指数が地域・学歴勘案で概ね105以下となるよう努力していく。</p> <p>・医師の平成25年度における対国家公務員指数は、現状で推移した場合、給与特例に対応した削減が、前年度と違い、通年行われるため、前年度を下回ることが見込まれるが、国家公務員の病院医師の給与、民間医療機関の病院医師の給与、当法人の病院医師確保の状況や確保できない場合に法人の事業運営に与える影響等を総合的に考慮した上で、効率化できる部分については引き続き削減を進めていくとともに、適切な給与水準の確保について検討を行い、平成25年度(平成26年度公表)までに対国家公務員指数が地域・学歴勘案で概ね121以下となるよう努力していく。</p> <p>・看護師の平成25年度における対国家公務員指数は、現状で推移した場合、給与特例に対応した削減が、前年度と違い、通年行われるため、前年度を下回ることが見込まれるが、国家公務員の看護師の給与、民間医療機関の看護師の給与、当法人の看護師確保の状況や確保できない場合に法人の事業運営に与える影響等を総合的に考慮した上で、効率化できる部分については引き続き削減を進めていくとともに、適切な給与水準の確保について検討を行い、平成25年度(平成26年度公表)までに対国家公務員指数が地域・学歴勘案で概ね109以下となるよう努力していく。</p>
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。</p> <p>ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 左記イ)の措置を講ずるとともに、法人及び厚労省のHPに公開し、総務大臣に報告した。</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>○ 「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)」(平成15年9月9日総務大臣決定)に基づき、法人のHPにおいて公表している。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>○ 平成24年度の給与水準については、今後、監事による監査及び厚生労働省の独立行政法人評価委員会並びに総務省政策評価・独立行政法人評価委員会において評価を受ける予定である。</p>

② 管理運営の適正化

○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。

<人員体制>

○事務部門

・平成22年4月より事務部門は、総務部、人事部、企画経営部、財務経理部の4部制とし、効率的・効果的運営を確保する体制を整備

○ガバナンス体制

理事会、企画戦略室及び監査室の設置により、ガバナンス体制を強化、また23年度の課題として以下の取組を行った。

・中央診療体制の抜本的再編・・・新たに中央支援部門を設置して、医療連携に関する機能を強化、特に当該部門内に病床統括管理室を置くことにより、病床運営の効率化を図った。また、別に中央管理部門を設置し、医療安全・感染対策・褥瘡対策等の安全管理体制を強化するとともに、教育研修体制の整備を図った。

・看護部門の体制強化・・・副看護部長を1名増(2名から3名)することにより、看護職員の代謝(採用・退職)管理体制の強化を図った。

・健康管理室の設置・・・産業医のもとに産業保健師を配置し、職員の健康相談(特にメンタル相談)、健康管理体制の強化を図った。

平成24年度においての取り組みは以下のとおりである。

・企画戦略室を「企画戦略局」に改組・・・当センターの国際戦略としてのイノベーション推進、建替整備工事等、情報発信を含めた対外的な活動を、より効果的に推進するための組織・職名の変更を行った。

・情報統括部の設置・・・当センターのITを含めた全ての情報を一元管理・運用、企画、分析するため設置し、最高情報責任者(CIO)を置くことにより、情報管理・統制の強化を図った。

・コンプライアンス室の体制強化・・・不在であった専任の室長(弁護士)を選任し、コンプライアンス室の体制を強化した

○職員研修 職員の意識改革の取組として以下の研修を実施

・新採用職員研修

目的: 法人職員としての一般常識、病院職員としての安全義務、職員待遇等の基礎的な事柄を習得すること 日時: 平成24年4月2日(月)・3日(火)、平成25年4月1日(月)・2日(火)

・メンタルヘルス研修会

目的: 各職場における管理監督者・職場長に部下職員に対するメンタルヘルススキルと健康配慮義務の知識を習得させること、及び一般職員に対してはセルフケアや産業保健制度を解説し理解させること

日時: 平成24年1月24日(火)、平成24年7月18日(水)、平成25年2月13日(水)

・コンプライアンス研修会

目的: 法人職員としてコンプライアンスを意識した業務遂行が必須であることを認識させる。及び、職員に一層のコンプライアンス遵守を促すこと 日時: 平成25年3月7日(水)・3月19日(月)

・事務職員簿記研修

目的: 事務職員に対し、簿記の基本を習得させる事により会計業務のスキルアップを計る

日時: 平成25年1月11日(金)・15日(火)

・事務職員SD研修

目的: 事務職員に対する人材育成・能力開発(企画・発想・創造・判断・コミュニケーション)

日時: 平成24年7月12日(木)・13日(金)、平成24年9月26日(水)・27日(木)等11回

・昨年度に今後の課題として、引き続き経営改善に必要な知識・技能の取得、病院経営に参画する行動力を身につけるための研修が必要と考えていたが、平成25年度においては、事務職員対象の基本的知識取得に係る研修を5月10日に行った(文書管理に係る研修)。

・更に独法移行時に導入した業績評価制度について、より適切な評価を行うことが出来るよう、評価者及び被評価者を対象とした研修を計画している。

<運営管理>

・業務改善の一環として、経営状況の把握・分析・評価を可能とする体制の確立に向けて、月次決算を実施し経営状況を把握

<効率化目標>

○ 中期目標期間最終年度において一般管理費を平成21年度比15%以上節減する。

・平成24年度の一般管理費(退職給付費用を除く)は、610,966千円となっており、国時代(平成21年度)の770,411千円と比べれば、159,445千円(20.7%)削減している。

<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>○法定外福利厚生費は、職員の労働安全衛生法に基づく健康診断経費及び、業務に伴う感染防止を目的としたワクチン接種のほか、厚生労働省の基準に準じて作成した職員及び職員の家族の弔電供花の内規により運用している。 ○給与振込経費は、国に準じた取り扱いとしており原則1口座制としている。また、取引銀行選定時における条件の一つとして、給与振込料についても考慮した。 ○海外出張旅費にかかる規定は、国に準じて整備し、実費支弁の原則から航空代金、宿泊費は領収書等の添付を求めている。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>○事業費等の所要額については、年度計画作成時に各事業毎に必要な経費の精査を行い、所要額の積算を行っている。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>○監査室の設置(平成22年4月1日) 内部監査を円滑かつ効果的に推進するため、理事長の下に独立した組織として監査室(監査室長1名、係長1名を配置)を設置し、監事及び会計監査人と連携のうえ、事業年度毎に定めた内部監査計画に基づき、業務の実施、会計処理に関する犯罪、非違及び事故の調査及び処理、コンプライアンスへの対応について、内部監査を実施している。 ○監査室による内部監査の実施 内部監査計画での重点項目 「契約に関する事項、支払いに関する事項、収入管理に関する事項、債権管理に関する事項、投資効果に関する事項、現金等の管理に関する事項、コンプライアンスの推進に関する事項、個人情報保護に関する事項、医療安全管理に関する事項、給与・勤務時間管理に関する事項、診療報酬管理に関する事項、運営費交付金の管理・執行に関する事項」 ①競争的研究資金に関して、「内部監査指導要領(競争的研究資金編)」を作成、これに基づき、該当部門に対し、実地による監査を計画、実施(平成24年8～9月)するとともに、前回監査指摘事項にかかる改善状況の把握を行った。 (平成22年度)監査項目:108項目 → 主な指摘事項:研究者との関係に関する定め、間接経費にかかる事務、設備等にかかる事務、行動規範、公的研究費調査委員会、防止計画推進部署の設置、経費管理について指摘を行った。 (平成23年度)監査項目:117項目 → 主な指摘事項:設備等にかかる寄付の受入について指摘を行った。 (平成24年度)監査項目:117項目 → 主な指摘事項:特になし。 ②書面監査の実施(平成24年12～平成25年2月) … 「内部監査指導要領」並びに「内部監査指導要領(コンプライアンス編)」を作成、これに基づき、全部門に対する自己評価チェックリストによる自己評価を行った。 (被監査部門)全14部門 (監査項目)平成22年度:996項目、平成23年度:993項目、平成24年度:1023項目。 ③実地監査の実施(平成25年2～3月) … 上記自己評価の結果を踏まえ、諸規程等に対する合規制、業務運営の適正性及び効率性を監査するとともに、前回監査指摘事項にかかる改善状況の把握を行った。 (平成22年度)被監査部門:全7部門 → 主な指摘事項:コンプライアンス上の問題として宿日直勤務、業務委託契約、栄養管理計画書、栄養管理業務の運営、診療エックス線装置使用にかかる管理区域 内部統制上の問題として、ファームバンキングにかかる内部統制、文書管理、棚卸実施委員会、窓口における過収納の返還、再審査請求について指摘を行った。</p>

(平成23年度)被監査部門:全8部門 ⇒ 主な指摘事項:特になし。
 (平成24年度)被監査部門:全8部門 ⇒ 主な指摘事項:災害対策マニュアルの見直し、毒物劇物取扱規程の見直し、RI管理区域について指摘を行った。
 ④公文書等管理に関して、「内部監査指導要領(公文書等管理編)」を作成、これに基づき、該当部門に対し、実地による監査を計画、実施(平成25年3月)した。
 (平成23年度)監査項目:32項目 ⇒ 主な指摘事項:文書の施行、研修について指摘を行った。
 (平成24年度)監査項目:32項目 ⇒ 主な指摘事項:郵便料金表示記録簿の作成について指摘を行った。
 ⑤個人情報保護に関して、「内部監査指導要領(個人情報保護編)」を作成、これに基づき、該当部門に対し、実地による監査を計画、実施(平成25年3月)した。
 (平成23年度)監査項目:42項目 ⇒ 主な指摘事項:保有個人情報ファイル管理簿について指摘を行った。
 (平成24年度)監査項目:42項目 ⇒ 主な指摘事項:特になし。

5. 自己収入の拡大

<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>該当なし。</p>

<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>○研究開発基盤センター知的資産部を通じて、センターの知的財産・知的資産の製品化・事業化を目指した連携活動をおこなっている。</p> <p>○知的財産ポリシー及び職務発明等規程を整備し、知的財産権の出願及び活用について、方針を定めている。当該方針に基づき、職務発明委員会において、センター内有機識者の判断の下、出願の可否を判定している。</p> <p>○共同研究の成果による共同出願を推進し、共同研究者による知的財産活用を図っている。一方で、センター単独の権利は厚生労働大臣認定TLOに権利を譲渡することにより、知的財産の活用を図っている。知的資産活用審査委員会を設置し、センター自ら特許権又はノウハウ等の知的財産権をライセンスできる体制を整え、技術移転の妥当性を合議制により審議する体制を整備した。なお、実施許諾に至っていない特許権は、当該特許権の技術評価を第三者に委託し、ライセンス可能性を探っている。</p> <p>○特許等の実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度の職務発明委員会での特許出願審査件数36件 ・平成23年度の職務発明委員会での特許出願審査件数41件 ・平成24年度の職務発明委員会での特許出願審査件数37件 ・平成22～24年度においては、知的財産権の譲渡及び実施許諾により50,301千円(平成22年度は5,602千円、23年度は8,124千円、24年度36,557千円)の収入があった。*以下に述べる印税収入を含む。 ・循環器病研究センターの病院食として提供している減塩食のノウハウを社会に共有するべく、「国循の美味しい！かるしおレシピ」を発刊した。平成24年度は20万部発行し、29,649千円の著作権収入(印税収入)を得た。
----------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

6. 事業の審査、評価

<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>○研究開発費による研究課題等については、循環器病研究開発費評価委員会を平成22年度より設置し、事前・中間・事後の評価を行っている。現在の外部委員、評価実績は下記の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・斎藤 能彦(奈良県立医科大学教授)、岩田 博夫(京都大学教授)、岩尾 洋(大阪府立大学教授)、土生 栄二(国立病院課長) ・22年度事後評価(H23.4)、23年度事前評価(H23.4)、22年度課題中間評価(H24.2)、23年度事後評価(H24.4)、24年度事前評価(H24.4)、24年度中間評価(H24.11)、24年度事後評価(H25.2、H25.6)、25年度事前評価(H25.6)
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>○研究課題については外部の専門家で構成される評価委員会の意見を聴取したうえで決定している。</p> <p>○研究部門の評価については、外部の専門家で構成される評価委員会において、原則として中期計画期間3年目及び5年目に実施され、評価結果を公開することとしている。評価委員会の下部組織として評価小委員会が存在しており、原則毎年評価を実施している。委員会は外部委員5名と内部委員5名の計10名で構成されており、平成23年度分の評価は平成24年6月に書面審査により実施した。なお、評価小委員会の評価結果については公表していない。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

No.	50	所管	厚生労働省	法人名	国立循環器病研究センター
-----	----	----	-------	-----	--------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 研究事業	業務運営の効率化	22年度から実施	<p>組織内の企画立案機能、調整機能、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用し、ガバナンスの強化を目指した体制を構築するために以下の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務部門について、効率的・効果的な運営体制とするため人員配置の見直しを行う。 ・業務改善に積極的に取り組む人材を育成するため、事務職員を対象に現状の問題把握や企画能力の向上に資する研修を実施する。 ・一般管理費（退職手当を除く。）を一層節減する。 	2a	<p><人員体制></p> <p>○事務部門</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年4月より事務部門は、総務部、人事部、企画経営部、財務経理部の4部制とし、効率的・効果的運営を確保する体制を整備 <p>○ガバナンス体制</p> <p>理事会、企画戦略室及び監査室の設置により、ガバナンス体制を強化、また平成23年度には以下の取組を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央診療体制の抜本的再編・・・新たに中央支援部門を設置して、医療連携に関する機能を強化、特に当該部門内に病床統括管理室を置くことにより、病床運営の効率化を図った。また、別に中央管理部門を設置し、医療安全・感染対策・褥瘡対策等の安全管理体制を強化するとともに、教育研修体制の整備を図った。 ・看護部門の体制強化・・・副看護部長を1名増（2名から3名）することにより、看護職員の代謝（採用・退職）管理体制の強化を図った。 ・健康管理室の設置・・・産業界のもとに産業保健師を配置し、職員の健康相談（特にメンタル相談）、健康管理体制の強化を図った。 <p>平成24年度における取り組みは以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画戦略室を「企画戦略局」に改組・・・当センターの国際戦略としてのイノベーション推進、建替整備工事等、情報発信を含めた対外的な活動を、より効果的に推進するための組織・職名の変更を行った。 ・情報統括部の設置・・・当センターのITを含めた全ての情報を一元管理・運用、企画、分析するため設置し、最高情報責任者（CIO）を置くことにより、情報管理・統制の強化を図った。 ・コンプライアンス室の体制強化・・・専任の室長（弁護士）を選任し、コンプライアンス室の体制を強化した。 <p>○職員研修</p> <p>職員の意識改革の取組として以下の研修を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新採用職員研修 <p>目的：法人職員としての一般常識、病院職員としての安全義務、職員待遇等の基礎的な事柄を習得すること</p> <p>日時：平成24年4月2日（月）・3日（火）、平成25年4月1日（月）・2日（火）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セクシャルハラスメント研修会 <p>目的：ハラスメントの対策をする必要性を職員に認識させ、セクシャルハラスメント等を防止する事により仕事に専念できる職場環境にすること</p> <p>日時：平成24年11月6日（火）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メンタルヘルス研修会 <p>目的：各職場における管理監督者・職場長に部下職員に対するメンタルヘルススキルと健康配慮義務の知識を習得させること、及び一般職員に対してはセルフケアや産業保健制度を解説し理解させること</p> <p>日時：平成24年7月18日（水）、平成25年2月13日（水）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス研修会 <p>目的：法人職員としてコンプライアンスを意識した業務遂行が必須であることを認識させる。及び、職員に一層のコンプライアンス遵守を促すこと</p> <p>日時：平成25年3月7日（水）・3月19日（月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務職員簿記研修 <p>目的：事務職員に対し、簿記の基本を習得させる事により会計業務のスキルアップを計る</p> <p>日時：平成25年1月11日（金）、1月15日（火）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務職員SD研修 <p>目的：事務職員に対する人材育成・能力開発及び業務の改善・効率化を計る</p> <p>日時：平成24年7月12日（木）・13日（金）、平成24年9月26日（水）・27日（木）、平成24年11月14日（水）・16日（金）、平成25年1月24日（木）・25日（金）、平成25年3月14日（木）・15日（金）、平成25年5月10日（金）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度に今後の課題として、引き続き経営改善に必要な知識・技能の取得、病院経営に参画する行動力を身につけるための研修が必要と考えていたが、平成25年度においては、事務職員対象の基本的知識取得に係る研修を5月10日に行った（文書管理に係る研修）。 ・更に上記研修に加え独法移行時に導入した業績評価制度について、より適切な評価を行うことが出来るよう、評価者及び被評価者を対象とした研修を計画している。 <p><運営管理></p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務改善の一環として、経営状況の把握・分析・評価を可能とする体制の確立に向けて、月次決算を実施し経営状況を把握 <p><予算の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究事業等の不採算部門にかかる経費の財源として平成23年度の運営費交付金につい 	<p>効率的・効果的な運営体制とするため人員配置の見直しを行い、業務改善に積極的に取り組む人材を育成するため、事務職員を対象に現状の問題把握や企画能力の向上に資する研修を実施する。</p> <p>一般管理費（退職手当を除く。）を一層節減する。</p>
02 臨床研究事業						
03 診療事業						
04 教育研修事業						
05 情報発信事業						

06 一般管理費				<p>ては、平成22年度と比して1,026,873千円の削減（▲17.4%）を図ったところ。 ・平成25年度の運営費交付金については、給与特例法相当額等を削減し、全体で対前年度（補正後）371,723千円の削減（▲7.5%）となった。また、新たに重点分野（成長による富の創出）として、「個別化医療の推進のためのバイオバンク等研究基盤の整備」の予算170,529千円が確保された。</p>	
----------	--	--	--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
07	22年度から実施	内部統制の強化 法令遵守（コンプライアンス）の観点から、監査室を設置し、内部監査を実施する。	1a	<p>○監査室の設置（平成22年4月1日） 内部監査を円滑かつ効果的に推進するため、理事長の下に独立した組織として監査室（監査室長1名、係長1名を配置）を設置し、監事及び会計監査人と連携のうえ、事業年度毎に定めた内部監査計画に基づき、業務の実施、会計処理に関する犯罪、非違及び事故の調査及び処理、コンプライアンスへの対応について、内部監査を実施している。 ○監査室による内部監査の実施 内部監査計画での重点項目 「契約に関する事項、支払いに関する事項、収入管理に関する事項、債権管理に関する事項、投資効果に関する事項、現金等の管理に関する事項、コンプライアンスの推進に関する事項、個人情報保護に関する事項、医療安全管理に関する事項、給与・勤務時間管理に関する事項、診療報酬管理に関する事項、運営費交付金の管理・執行に関する事項」 ①書面監査の実施（平成23年7～10月）… 「内部監査指導要領」並びに「内部監査指導要領（コンプライアンス編）」を作成、これに基づき、全部門に対する自己評価チェックリストによる自己評価を行った。 （被監査部門）全14部門（監査項目）平成22年度：996項目、平成23年度：993項目 ②実地監査の実施（平成23年10～11月）… 上記自己評価の結果を踏まえ、諸規程等に対する合規制、業務運営の適正性及び効率性を監査するとともに、前回監査指摘事項にかかる改善状況の把握を行った。 （平成22年度）被監査部門：全7部門 ⇒ 主な指摘事項：コンプライアンス上の問題として宿日直勤務、業務委託契約、栄養管理計画書、栄養管理業務の運営、診療エックス線装置使用にかかる管理区域、内部統制上の問題として、ファームバンキングにかかる内部統制、文書管理、欄卸実施委員会、窓口における過収納の返還、再審査請求について指摘を行った。 （平成23年度）被監査部門：全8部門 ⇒ 主な指摘事項：特になし。 ③競争的研究資金に関して、「内部監査指導要領（競争的研究資金編）」を作成、これに基づき、該当部門に対し、実地による監査を計画、実施（平成23年8～9月）するとともに、前回監査指摘事項にかかる改善状況の把握を行った。 （平成22年度）監査項目：108項目 ⇒ 主な指摘事項：研究者との関係に関する定め、間接経費にかかる事務、設備等にかかる事務、行動規範、公的研究費調査委員会、防止計画推進部署の設置、経費管理について指摘を行った。 （平成23年度）監査項目：117項目 ⇒ 主な指摘事項：設備等にかかる寄付の受入について指摘を行った。 ④債権・債務残高確認に関して、「取引業者に関する債権・債務残高確認監査実施要領」を作成、これに基づき、取引業者に対し、債権・債務残高の確認（平成23年12月）を行った。 （平成23年度）監査結果：特の問題なし。 ⑤公文書等管理に関して、「内部監査指導要領（公文書等管理編）」を作成、これに基づき、該当部門に対し、実地による監査を計画、実施（平成24年2月）した。 （平成23年度）監査項目：32項目 ⇒ 主な指摘事項：文書の施行、研修について指摘を行った。 ⑥個人情報保護に関して、「内部監査指導要領（個人情報保護編）」を作成、これに基づき、該当部門に対し、実地による監査を計画、実施（平成24年2月）した。 （平成23年度）監査項目：42項目 ⇒ 主な指摘事項：保有個人情報ファイル管理簿について指摘を行った。</p>	措置済み

<p>業務運営の効率化等</p>	<p>取引関係の見直し</p>	<p>22年度から実施</p>	<p>原則として一般競争入札とする。また、やむを得ず随意契約となる場合は、「随意契約見直し計画（改訂）」を踏まえた適正化を図り、その取組情報を公表する。 なお、契約に関する重要事項については、役職員及び外部有識者で構成される「契約審査委員会」においてあらかじめ審議する。</p>	<p>○契約方法 一般競争入札を原則として契約を実施。随意契約となるものについては、随意契約見直しの趣旨に則り、適正化を図る。</p> <p>○契約監視委員会による審議実施 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、監事及び外部有識者で構成する契約監視委員会を平成23年3月28日設置。 ・平成24年6月18日に第5回契約監視委員会を開催し、次の3点について審議・点検をした。 ①競争性のない随意契約：平成23年度58件及び平成24年度11件（審議結果）特になし。 ②一者応札・応募となった契約：平成23年度25件及び平成24年度2件（審議結果）入札辞退の理由を具体的に把握し、競争性の確保に役立てること。 ③落札率100%となった契約：平成23年度11件及び平成24年度0件（審議結果）特になし。 ・平成24年10月15日に第6回契約監視委員会を開催し、次の4点について審議・点検をした。 ①競争性のない随意契約：平成24年度23件（審議結果）今後新たに医療機器等を購入する場合、保守料についても検討をした上で契約することが望ましい。 ②一者応札・一者応募となった契約：平成24年度4件（審議結果）公告期間、納期については案件に応じ、応札者に配慮した長めの期間を設定するよう努力すること。 ③落札率100%となった契約：平成24年度3件（審議結果）特になし。 ④一者応札・応募事案フォローアップ票について（審議案件）0件（審議結果）特になし。 平成25年1月21日に第7回契約監視委員会を開催し、津後の4点について審議・点検を行った。 ①競争性のない随意契約：平成24年度31件（審議結果）新しい医療機器の開発を行う等の契約については、前例がないので、契約相手方には、できるだけ見積価格の積算根拠となる参考資料について、開示してもらうよう努力する。 ②一者応札・一者応募となった契約：平成24年度7件（審議結果）特になし。 ③落札率100%となった契約：平成24年度2件（審議結果）特になし。④一者応札・応募フォローアップ票（平成24年度分）について（審議結果）今年度終了後すぐの4月の早い時期に退出してもらい、点検する。 ・平成25年6月10日に第8回契約監視委員会を開催し、次の4点について審議・点検した。 ①競争性のない随意契約：平成24年度20件及び平成25年度0件（審議結果）予定価格の決定の際、価格が適正になるように、参考見積等についてチェックを行い。エビデンスを残すようにしている。今後も、更に進めていきたい。 ②一者応札・一者応募となった契約：平成24年度14件及び平成25年度1件（審議結果）特になし。 ③落札率100%となった契約：平成24年度34件及び平成25年度0件（審議結果）特になし。 ④一者応札・応募事案フォローアップ票（平成24年度分）について（審議結果）特になし。</p> <p>○契約審査委員会による審議実施 契約に関する重要事項については外部有識者を含む契約審査委員会においてあらかじめ審議を実施した。（22年度開催実績3回、23年度開催実績11回、24年度開催実績15回（通常10回緊急5回）） 【審査内容】 ・契約審査（予定価格1000万円以上、公募型企画競争） ・契約審査（予定価格1000万円未満の契約の内、少額随契約以外の随意契約、前回一社応札の契約、前回落札率100%の契約）※平成23年11月10日以降 ・競争参加資格の拡大 ・四半期毎の取引先別取引額 ・契約事務取扱細則、契約審査実施要領等の見直し ・契約審査案件の結果報告 【総長への答申内容】 ・システム導入支援業務について、競争参加資格を緩和すること。 ・賃貸借契約について、費用を他の契約方法と比較した資料を提出すること。 ・一社応札が予想される案件について、今後同じ契約又は類似の契約を実施する場合は、早目に計画を立てて入札を執行し、入札参加者が十分な準備期間を確保出来るよう留意して、一者応札を避けること ・研究機器の保守契約について、使用実績、使用見込、保守・修理実績に基づき、契約の妥当性を検討すること。 ・市民公開講座運営業務委託契約（公募型企画競争）について、効率的・効果的な広報活動の提案に関して仕様書を見直すこと。 ・契約監視委員会に合わせ、少額随契約以外の随意契約、前回一社応札の契約、前回落札率100%の契約についても審査対象とすること。 【一者応札・一者応募の改善方策例】 ・入札公告（HP掲載等）の期間は、土日・祝日を除き、10日以上確保する ・官公庁等の業務実績を設定するなどの必要性が低い入札参加要件を設定しない ・業務内容を具体的に分かりやすく記載する ・発注コスト、地域性等の諸条件を考慮し、適切な発注単位とする ・契約締結から履行開始までの期間や契約期間は十分な期間を設ける。</p>	<p>原則として一般競争入札とする。また、やむを得ず随意契約となる場合は、「随意契約見直し計画（改訂）」を踏まえた適正化を図り、その取組情報を公表する。 なお、契約に関する重要事項については、役職員及び外部有識者で構成される「契約審査委員会」においてあらかじめ審議する。</p>
08			2a		